

川西市立緑台中学校 PTA 規約

第1章 総 則

(名称および所在地)

第1条 この会は、川西市立緑台中学校 P T A (以下「本会」という)と称し、所在地を川西市立緑台中学校(川西市向陽台3丁目11番35号)内に置く。

(目的)

第2条 本会は、会員の理解と協力のもと、PTA 活動の推進と充実をはかり、生徒の健やかな成長と幸福の発展に寄与するとともに、会員相互の親睦と教養の向上に努めることを目的とする。

(方針および活動)

第3条 本会は前条の目的を達成するため、次の方針に従って活動する。

- (1) 任意団体として自主的・主体的に活動する。
- (2) 関係団体及び機関と協力する。
- (3) 営利的、宗教的、政治的な活動は行わない。
- (4) その他、目的を達成するために必要な活動を行う。

第2章 会 員

(会員)

第4条 本会の会員は、川西市立緑台中学校(以下「本校」という)に在籍する生徒の保護者および本校に勤務する教職員の中から、本会の目的に賛同し入会した者とする。

(入会)

第5条 会員として入会する者は、所定の入会届を提出する。

2 入会期間は、入会した日より、翌年3月31日までとする。

(退会)

第6条 会員を退会する者は、所定の退会届を提出する。また、本校からの転出及び教職員の転勤・退職に関しては自動退会とする。

第3章 会 費

(会費の納入)

第7条 会員は、会費を納める。

2 会費は、月額300円とする。

(納入方法)

第8条 会費は、前期(1,800円)と後期(1,800円)に分納する。

2 納入方法は、本会と本校が締結した会費引落委託契約に同意し、学校徴収金と一緒に口座振替により納付する。

(返還)

第9条 納入された会費については、返還しないものとする。

第4章 役員

(役員の名称)

第10条 本会の役員を運営チームと称し、次の通りとする。

- (1) チームリーダー 1名
- (2) サブリーダー 10名以内
- (3) 会計 若干名
- (4) 監事 若干名
- (5) 顧問 若干名

(運営チームの任務)

第11条 運営チームの任務は次の通りとする。

- (1) チームリーダーは、本会を代表し会務を統括する。
- (2) サブリーダーは、チームリーダーを補佐し、チームリーダーに事故ある時はその任務を代行する。
- (3) 会計は、本会の会計事務を処理する。
- (4) 監事は、本会の会計を監査する。
- (5) 顧問は、チームリーダーの諮問に応じる。

(運営チームの選出)

第12条 運営チームの選出は、別に定める「役員選出規程」により行う。

(運営チームの任期)

第13条 運営チームの任期は、就任した日より次年度総会までとする。ただし、再任は妨げない。

第5章 総会

(総会の構成)

第14条 総会は全会員をもって構成され、本会の最高決議機関である。

(総会の付議事項)

第15条 総会で決議する事項は、次の通りとする。

- (1) 活動報告及び活動計画の承認
- (2) 予算及び決算の承認
- (3) 役員の選任
- (4) 規約の制定及び改廃
- (5) その他、本会の運営に関する重要事項

(総会の開催)

第16条 総会は定期総会と臨時総会とし、定期総会は年1回、年度当初に開催し、臨時総会はチームリーダーが必要と認めた場合、または会員の3分の1以上の要求があった場合に開催する。

2 総会の開催方法は、対面開催または書面開催とする。

(総会の議長)

第17条 総会の議長は、構成員の中から選任する。

(総会の成立及び決議)

第18条 総会の成立は会員の2分の1以上の出席とし、決議は出席者の過半数の同意を必要とする。ただし、委任状または議決権行使書をもって出席と表決に代えることができる。

2 可否同数の場合は議長が決定する。

第6章 役員会

(役員会の名称)

第19条 本会の役員会を運営ミーティングと称す。

(運営ミーティングの構成)

第20条 運営ミーティングは、運営チームをもって構成され、総会に次ぐ決議機関である。ただし、監事を除く。

(運営ミーティングの付議事項)

第21条 運営ミーティングで決議する事項は、次の通りとする。

- (1) 総会で決議した事項の執行に関すること
- (2) 総会の決議を要しない活動の執行に関すること
- (3) 緊急事項に関すること
- (4) その他、必要事項

(運営ミーティングの開催)

第22条 運営ミーティングは通常ミーティングと臨時ミーティングとし、通常ミーティングは随時開催し、臨時ミーティングはチームリーダーが必要と認めた場合、または運営チームの3分の1以上の要求があった場合に開催する。

(運営ミーティングの成立及び決議)

第23条 運営ミーティングの成立は、運営チームの2分の1以上の出席とし、決議は出席者の過半数の同意を必要とする。ただし、委任状をもって出席に代えることができる。

第7章 委員会

(特別委員会)

第24条 本会は、必要に応じ、特別委員会を設置することができる。

2 特別委員会は、会員をもって構成され、任務及び必要事項は運営ミーティングで決定する。

3 特別委員会は、任務終了と同時に解散する。

(購買委員会)

第25条 購買委員会は、生徒への学習環境及び学校生活の充実を図るため、売店を運営管理する。

2 購買委員会は、運営チームをもって構成する。ただし、監事を除く。

3 売店の運営管理に関する事項は、別に定める「売店運営規程」により行う。

第8章 会計

(構成)

第26条 本会の会計は、一般会計、特別会計、その他会計をもって構成する。

(経費)

第27条 本会の経費は、会費並びにその他収入をもってあてる。

(使途)

第28条 本会の経費は、本会目的達成のための活動に使用する。

(会計年度)

第29条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(会計監査)

第30条 監事は、年1回以上会計監査を行い、総会で報告する。

2 監事は、必要に応じ、会計に会計書類の提出を求め、随時会計監査を行うことができる。

第9章 その他

（個人情報の取り扱い等）

第31条 本会は、個人情報の取得や利用、管理について、別に定める「個人情報取り扱い規則」により適正に運用する。

（組織）

第32条 本会は、目的を同じくする川西市PTA連合会へ加入する。

付則

本規約は、昭和55年度から施行する。

本規約は、平成元年度に一部改正する。

本規約は、平成14年度に一部改正する。

本規約は、平成16年度に一部改正する。

本規約は、平成21年3月4日に一部改正する。

本規約は、平成21年10月14日に一部改正する。

本規約は、平成25年3月6日に一部改正する。

本規約は、平成26年3月6日に一部改正する。

本規約は、平成27年3月5日に一部改正する。

本規約は、平成28年3月10日に一部改正する。

本規約は、平成30年5月2日に一部改正する。

本規約は、令和元年9月12日に一部改正する。

本規約は、令和2年4月1日に一部改正する。

本規約は、令和3年5月13日に一部改正する。